

議会議案第12号

奈良市実費弁償条例の一部改正について

奈良市実費弁償条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年12月18日提出

提出者

奈良市議会議員 内藤 智司

賛成者

奈良市議会議員 高杉 美根子

同 東久保 耕也

同 横井 雄一

同 階戸 幸一

同 井上 昌弘

同 松岡 克彦

同 森田 一成

同 池田 慎久

同 高橋 克己

奈良市実費弁償条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市実費弁償条例（昭和23年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び第100条第1項後段の規定により出頭した者、同法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により出頭した者、同法第199条第8項の規定により出頭した者並びに同法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者

第2条 奈良市実費弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項」及び「第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項」を「第109条第5項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年3月1日から施行する。

（提案理由）

公聴会の開催及び参考人の招致が本会議でも可能になったことに合わせ、支出の根拠を整備する。

(参考)

奈良市実費弁償条例 (抄)

(目的)

第1条 この条例は、次に掲げる者の実費弁償について定めることを目的とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した者、同法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した者、同法第199条第8項の規定により出頭した者並びに同法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定による公聴会に参加した者
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により証人として喚問された者
- (4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第1項の規定により出頭した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市の機関の要請により出頭した者。ただし、直接利害関係のある者を除く。